

## 新地方公会計制度に関する現状と課題

市川紀子

### 1. はじめに

本稿は2012（平成24）年度駿河台大学特別研究助成費・経済研究所長の推薦を受け、経済経営学部の孔炳龍教授を代表とする湯浅由一教授、狩谷求教授と共に研究を行った成果である。なお、本稿に関するすべては筆者の責に帰するものである。また経済研究所方針の一つである「地域特性を踏まえたグローバルな視点の強化」<sup>1</sup>を念頭に置き、新地方公会計制度に関する基本的な現状を認識しながら、その課題や問題点を掘り下げていくこととしたい。

2006（平成18）年5月に総務省は『新地方公会計制度研究会報告書』を示した。その制度整備の目的として「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である」<sup>2</sup>ことを掲げ、新たな公会計制度整備の具体的な目的は以下の(1)～(5)の点にあることを明示している<sup>3</sup>。

- (1) 資産・債務管理
- (2) 費用管理
- (3) 財務情報のわかりやすい開示
- (4) 政策評価・予算編成・決算分析との関係付け
- (5) 地方議会における予算・決算審議での利用

また財務書類の体系化に当たっては、原則として、国（財務省）の作成基準に準拠することを指示しており、発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図ること、地方公共団体単体と関連団体等も含む連結ベースでの基準モデルの設定をすること、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表（以下、財務4表

とする)の整備を標準形とすること、現行総務省方式の改訂にも配慮した基準モデルの設定を掲げている<sup>4</sup>。

特に財務4表に関しては、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」(以下「基準モデル」とする)と「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」(以下「改訂モデル」とする)を提示している。しかし財務書類の作成方式などが抱える課題も大きい。

山本(2013)は①「改訂モデル」と「基準モデル」以外にも、東京都や大阪府などは国際公会計基準審議会(International Public Sector Accounting Standards Board:以下IPSASBとする)に近いモデルを採用しており全国統一の基準がない点、②現実の地方財政が現金主義で管理されており、実務的な関心は現金主義情報に向かい、財務書類の情報が重視されにくい点、③費用対効果の問題として現金主義の制度に加えて発生主義の会計制度を運用するには、システム整備以外にデータ管理や決算書類作成の費用がかかる点などを指摘する<sup>5</sup>。

筆者の分担箇所は特に上記①で取り上げられているように、幾つかのモデルが混在している会計基準の統一性に着目し、現状の認識と問題点を探るものである。

なお駿河台大学が居を置く飯能市は早期に資産・財務情報を把握するという理由に基づき、「改訂モデル」を作用している<sup>6</sup>。また東京都<sup>7</sup>などはIPSASB<sup>8</sup>に近い独自方式に基づいて作成を行っている。利用者の利便性を考えると、比較可能性の高さを重視すべきであろう。ただし自治体の考え方・特性などを考慮に入れ総合的に検討していかなければならない。ともあれ、企業と異なり利益を追求しない自治体の会計に関しては多くの議論があるが、老朽化した資産をどのように扱うのか考えた場合、通常は発生主義会計に基づく減価償却などの考え方が必要になる。

以上のことから本稿は、紙幅の関係もあるため、基本的な新地方公会計制度の現状と問題点を探り、会計基準の統一性に関わる問題に着目することとしたい。

## 2. 新地方公会計制度の現状と問題点

### (1) わが国の公会計制度の動向

公会計制度が昨今の新聞やニュース等で話題となって久しいが、これまでの当該制度の基本的な流れを確認したい。「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」は、地方公共団体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するための手法について調査及び検討することを目的として、1999（平成11年）に発足したものである<sup>9</sup>。翌年の2000（平成12）年に、図表1で示す通り「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」を自治省（現総務省）から公開している。そこでは「住民・地方

図表1 公会計制度の流れ

平成12年3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」
平成13年3月	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書—『行政コスト計算書』と『各地方公共団体全体のバランスシート』」
平成17年9月	「連結バランスシートの試行について」
平成17年12月	行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）
平成18年5月	新地方公会計制度研究会報告書公表
平成18年8月	「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」総務省事務次官通知
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法の成立
平成19年10月	「公会計の整備推進について」自治財政局長通知
平成19年10月	新地方公会計制度実務研究会報告書公表
平成21年1月	新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引公表
平成21年4月	新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引公表
平成22年3月	総務省方式改訂モデル向け作業用ワークシート記載要領改訂版公表
平成22年3月	地方公共団体における財務書類の活用及び公表について公表
平成23年3月	新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（改訂版）公表
平成23年3月	「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A（平成23年3月改訂）

出所：有限責任監査法人トーマツ（2012、98-99頁）。

公共団体の関心の高いバランスシートの具体的な作成手法を検討するとともに、昭和30年代から採用されている類似団体別市町村財政指数表の有効性を検証すること』<sup>0</sup>として、研究会開催を繰り返し、精力的に検討を行ってきたことを述べている。

上記（図表1）につづき、2013（平成25）年9月17日からは「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」、また2013（平成25）年10月1日からは「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」が開始されている。

このような流れを経て、現在では多くの地方公共団体等で、財務4表を作成し、公表するに至っている。

## （2）財務書類の作成状況等

図表2は、2013（平成25）年に調査された、2011（平成23）年度の決算に係る財務書類の作成状況等である。それによれば、2011（平成23）年度決算に係る財務書類の作成団体（作成済又は作成中の団体の合計）は、全

**図表2** 2011（平成23）年度決算に係る財務書類の作成状況等  
（調査日：2013年（平成25年）3月31日）

（単位：団体、％）

区 分	合 計	都道府県	市区町村	指定都市を除く市区町村	
				指定都市	指定都市を除く市区町村
作成済	1,290 (72.1%)	46 (97.9%)	1,244 (71.4%)	19 (95.0%)	1,225 (71.1%)
基準モデル	197 (11.0%)	4 ( 8.5%)	193 (11.1%)	4 (20.0%)	189 (11.0%)
総務省方式改訂モデル	1,062 (59.4%)	39 (83.0%)	1,023 (58.7%)	15 (75.0%)	1,008 (58.5%)
旧総務省方式	20 ( 1.1%)	0 ( — )	20 ( 1.1%)	0 ( — )	20 ( 1.2%)
その他のモデル	11 ( 0.6%)	3 ( 6.4%)	8 ( 0.5%)	0 ( — )	8 ( 0.5%)
作成中	421 (23.5%)	1 ( 2.1%)	420 (24.1%)	1 ( 5.0%)	419 (24.3%)
基準モデル	57 ( 3.2%)	0 ( — )	57 ( 3.3%)	0 ( — )	57 ( 3.3%)
総務省方式改訂モデル	354 (19.8%)	1 ( 2.1%)	353 (20.3%)	1 ( 5.0%)	352 (20.4%)
旧総務省方式	3 ( 0.2%)	0 ( — )	3 ( 0.2%)	0 ( — )	3 ( 0.2%)
その他のモデル	7 ( 0.4%)	0 ( — )	7 ( 0.4%)	0 ( — )	7 ( 0.4%)
作成済又は作成中	1,711 (95.6%)	47 (100%)	1,664 (95.5%)	20 (100%)	1,644 (95.5%)
未着手	78 ( 4.4%)	0 ( — )	78 ( 4.5%)	0 ( — )	78 ( 4.5%)
合 計	1,789 (100%)	47 (100%)	1,742 (100%)	20 (100%)	1,722 (100%)

出所：総務省（2013、3頁）。

団体の95.6%にあたる1,711団体である。このうち作成済団体は、全団体の72.1%にあたる1,290団体であるとしている<sup>11</sup>。

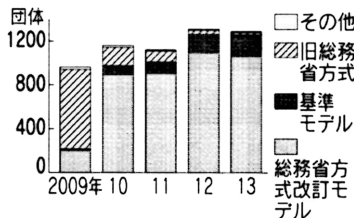
また、都道府県においては46団体（97.9%）、指定都市においては19団体（95.0%）、指定都市を除く市区町村においては1,255団体（71.1%）が作成済であると報告されている<sup>12</sup>。

なお図表2でいう「財務書類」とは、発生主義・複式簿記の考え方にに基づく決算に係る書類であり、貸借対照表その他の書類のことを指す<sup>13</sup>。また、ここでいう「基準モデル」とは、個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデルであり、「改訂モデル」とは、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデルであり、「旧総務省方式」とは、2000年（平成12）年及び2001（平成13）年に公表された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」等に示された方法で作成するもの「改訂モデル」の基本となったモデルである<sup>14</sup>。

図表2からも明らかのように、「改訂モデル」を採用している自治体等が非常に多いことがまずは理解できる。それに比して「基準モデル」を採用している団体は少ない。なお、ここ数年の財務書類を作成済みの自治体のモデルの採用状態については、図表3のとおりである。2010年（平成22）年を境に「改訂モデル」を採用する自治体が急激に増加しており、新地方公会計制度導入の影響が大きいことが理解できる。

これらを踏まえ、次にわが国の各地方公共団体が、どのモデルを採用し

図表3 財務書類を作成済みの自治体



(注) 各年とも3月末時点

出所：磯道（2013、31頁）。

ているのかを確認していきたい。「基準モデル」「改訂モデル」以外にも冒頭で示したように、独自のモデルを採用している自治体もある。図表4は、わが国における都道府県が、どのモデルで財務書類を作成しているかをまとめたものである。なお、図表4の凡例は、次のとおりである。

- ◆ 「基準モデル」で公表している団体
- ◇ 「改訂モデル」で公表している団体
- 独自のモデルで公表している団体
- 旧総務省方式で公表している団体

なお図表4で示した総務省の「平成23年度決算に係る財務書類の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」において政令指定都市がどのモデルを採用しているのかの調査結果も明記されているが、都道府県が選択しているモデルとは異なるモデルを採用している政令指定都市があることにも留意したい（例えば当該総務省HPでは千葉県は「改訂モデル」だが千葉市は「基準モデル」を選択）。

本節の最後に、図表5のとおり、作成済団体における財務書類の活用状

図表4 都道府県の財務書類

◇北海道	◇青森県	◇岩手県	◇宮城県	◇秋田県
◆山形県	◇福島県	◇茨城県	◇栃木県	◇群馬県
◇埼玉県	◇千葉県	●東京都	◇神奈川県	●新潟県
◇富山県	◇石川県	◇福井県	◇山梨県	◇長野県
◆岐阜県	◆静岡県	◇愛知県	◇三重県	◇滋賀県
◇京都府	●大阪府	◇兵庫県	◇奈良県	◇和歌山県
◇鳥取県	◇島根県	◇岡山県	◆広島県	◇山口県
◇徳島県	◇香川県	◇愛媛県	◇高知県	◇福岡県
◇佐賀県	◇長崎県	◇熊本県	◇大分県	◇宮崎県
◇鹿児島県	◇沖縄県			

出所：総務省「平成23年度決算に係る財務書類の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」2014. 3. 29参照、

〈[http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/H23\\_chihou\\_kouhyou.html](http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/H23_chihou_kouhyou.html)〉。

図表5 作成済団体における財務書類の活用状況<sup>15</sup>

(単位：団体、%)

	合 計	都道府県	市区町村		
			指定都市	指定都市を除く市区町村	
住民等に対する財務状況の説明	582 (45.1%)	29 (63.0%)	553 (44.5%)	15 (78.9%)	538 (43.9%)
議会に対する財務状況の説明	605 (46.9%)	21 (45.7%)	584 (46.9%)	12 (63.2%)	572 (46.7%)
財務状況の分析(他団体との比較・自団体の経年比較)	805 (62.4%)	30 (65.2%)	775 (62.3%)	14 (73.7%)	761 (62.1%)
財政運営上の目標設定・方向性の検討	73 (5.7%)	1 (2.2%)	72 (5.8%)	2 (10.5%)	70 (5.7%)
行政評価との提携	13 (1.0%)	0 (—)	13 (1.0%)	1 (5.3%)	12 (1.0%)
施策の見直し	16 (1.2%)	0 (—)	16 (1.3%)	1 (5.3%)	15 (1.2%)
予算編成の参考資料	53 (4.1%)	1 (2.2%)	52 (4.2%)	1 (5.3%)	51 (4.2%)
公共施設に係る老朽化対策等の資産管理への活用	69 (5.3%)	1 (2.2%)	68 (5.5%)	1 (5.3%)	67 (5.5%)
研修等を通じた職員の意識改革	75 (5.8%)	1 (2.2%)	74 (5.9%)	3 (15.8%)	71 (5.8%)
その他	11 (0.9%)	0 (—)	11 (0.9%)	1 (5.3%)	10 (0.8%)

出所：総務省（2013、10頁）。

況を確認しておきたい。作成すること自体が目的のではなく、結果的に作成した財務書類をどのように活用しているかも重要である。

図表5では、「財務状況の分析」が805団体（62.4%）で最も多く、続いて「議会に対する財務状況の説明」が605団体（46.9%）、「住民等に対する財務状況の説明」が582団体（45.1%）と続く<sup>16</sup>。ここで注意しなければならないのは、会計の方式が統一されていない状態の中で、これら活用状況が確認されている点である。分析・説明をすること自体は重要であるが、その元となる財務書類それぞれのモデルが異なり、結果として、相互間の比較可能性を低くしている点は、それを採用する側の活用状況にも今後影響を与えかねない。この点を改善することが課題の1つであろう。

### 3. 各モデルの特徴と飯能市の現状

これまで「基準モデル」と「改訂モデル」について述べてきたが、各モデルの特徴について簡単にふれておきたい。図表6のとおりである。

これまで「基準モデル」や「改訂モデル」また東京都や大阪府などの独

図表6 「基準モデル」と「改訂モデル」の特徴

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法（初年度期首残高）	○現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値による評価	○売却可能資産：時価評価 ○売却可能資産以外：過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法（継続作成時）	○発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ○その他、公正価値により評価	
固定資産の範囲	○全ての固定資産を網羅	○当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	○当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ○継続作成時には、負荷は減少	○当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ○継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	○開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	○元帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	○出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	○出納整理期間後、決算統計と平行して作成・開示

出所：総務省（2007、2頁）。

自のモデルなどがあげられてきたが、大塚（2011）は「いずれの方式も、地方公共団体の財務会計の改革にあたって財産台帳の抜本的な整備や複式簿記・発生主義の導入を求めている点は共通しているものの、最終的に作成される財務4表は質的にも大きく異なっている」<sup>17</sup>ことを述べている。続けて大塚（2011）は『改訂モデル』は貸借対照表と行政コスト計算書を重視した体系になっているが、『基準モデル』の財務4表の体系では純資産変動計算書こそが主役であり、貸借対照表と行政コスト計算書は純資産変動計算書の補足表的な役割を果たしているに過ぎない。また、『基準モ



デル』と『改訂モデル』では税収が行政コスト計算書の記載内容から外されているのに対して、東京都方式では税収と様々な行政コストの差し引き計算を行うために行政コスト計算書が作成される。そのため、作成されている財務4表には、相互の比較可能性がない<sup>18</sup>ことを指摘している。では駿河台大学が居を置く飯能市は、どのモデルを採用しているのであろうか。冒頭で述べたように、飯能市は「改訂モデル」を採用している。また飯能市では2008（平成20）年度以降の財務諸表を飯能市ホームページからダウンロードすることができる。図表7は、2012（平成24）年度飯能市の財務4表（連結）である。

飯能市も採用している「改訂モデル」の長所としては、総務省（2006）によれば主に地方財政状況調査表（決算統計）を利用することにより、比較的簡便に作成できること、全国統一の作成方法であるため、他団体との比較が容易であること、また貸借対照表において、国の財務書類には示されていない正味資産の財源内訳を明示していること、行政コスト計算書において、一般財源等の増減内訳を明示していること、フロー情報とストック情報の双方を活用した総合的財務管理、資産の有効活用、コスト意識の醸成など、地方行政に携わる関係者の意識改革・啓蒙が進んだこと、更なる活用可能性を示唆する情報が提供されたことにより、各地方公共団体独自の創意工夫を啓発していることなどがあげられる<sup>19</sup>。ただし「改訂モデル」の主な課題として、有形固定資産は、決算統計の普通建設事業費の累計値を取得原価として計上し減価償却計算を行っているが、計算が簡便であり、有形固定資産の除売却を反映していないため、実態と合わない可能性があること、有形固定資産計上額の基礎となる資産台帳が整備されていないため、貸借対照表と連動した個別の資産管理が困難なこと、国の財務書類における『資金収支計算書』、民間企業における『キャッシュ・フロー計算書』に相当する財務書類のモデルが示されていないこと、多くの市町村合併が行われたが、具体的な対応方法が示されていないことなどがあげられる<sup>20</sup>。

なお本稿は飯能市の採用の現状の確認に留まるため、財務4表の財務分析に関しては、共同研究代表者の孔炳龍教授の論文を参考にして頂きたい。

図表7 2012(平成24)年度飯能市の財務4表(連結)

平成24年度飯能市の財務4表(連結)

連結財務表から、このようなことがわかります。

- 市民1人あたりの資産 3,704,696円
- 市民1人あたりの負債 626,874円
- 市民1人あたりの純資産 3,077,823円
- 社会資本形成の過去及び現世代負担比率 86.7%
- 社会資本形成の将来世代負担比率 12.5%
- 資産老朽化比率 51.2%
- 受益者負担比率 41.1%

貸借対照表

平成25年3月31日現在

貸借対照表とは、市民の皆さんが利用する市などの施設(財産)、市などの所有する現金や債権、資産形成のために投資された基金などが、どのくらいあるのかを示したもので、資産・負債・純資産の3つの要素から構成されています。左頁「貸借対当性」で、現時点の資産と負債との差額(ニバランス)を示していることからバランスに60%程度はかかっています。

○資産	302,373,605千円	○負債	51,164,804千円
市などが所有している財産の内容と金額です。行政サービスの実施能力を感しています。			
内訳	289,741,129千円	借入金(市債)や将来の職員の退職金など、将来世代の負担で返済していく債務です。	
・公共資産	289,741,129千円		
・道路、公園、学校、庁舎など			
・投資等	6,549,926千円		
・基金、出資金、長期証券準備金など			
・流動資産	6,082,550千円	○純資産	251,208,801千円
現金、預金、財政調整基金、市債未収金など		過去及び現世代が既に負担して、支払いが済んでいる正味の資産です。連結会計・団体の資産全体のおよそ63%を占めています。	
・当基金 5,438,566千円			
計	302,373,605千円	計	302,373,605千円

行政コスト計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

市などの行政活動は、道路の修繕など、市民の皆さんが日々生活の中で感じるさまざまなサービスや施設など、多岐にわたります。そのためのコスト(原価・費用)がいくらかかっていのかを示したものです。連結会計・団体のコスト総額が46,634,410千円で、市民1人あたりは571,367円です。

経常行政コスト(A)	46,634,410千円
・人にかかると	
・職員給与、退職手当など	
・物にかかると	
・物品購入、光熱水費、施設などの修繕費、減価償却費など	
・市民サービスや生活保護などの社会福祉給付、各種団体への補助金、繰出金など	
・市債の利子など	

経常収益(B)	19,185,839千円
行政サービスへの利用により、市民の皆さんが債権負担する施設維持や手数料などです。	
(差引(A-B))純経常行政コスト(C)	27,448,571千円

純資産変動計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

市などの純資産(正味の資産)が、平成24年度中にどのように増減したかを、連結会計・団体の純資産は6,828,411千円増加しています。

期首(平成23年度末)純資産残高	244,380,390千円
内訳	
・基金	
・経費の繰越	
・その他	
期末(平成24年度末)純資産残高	251,208,801千円

資金収支計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

1年度の市などの現金の収入と支出が、どのような理由で増減しているかを、監査別に区分して示したものです。順市の現金、経常的収支の黒字分をふくむ資金が必要となり、また、経常的収支の赤字分をふくむ資金が必要となり、平成24年度1年度で、連結会計・団体の資金は91,640千円増加しています。

期首(平成23年度末)資金残高	5,346,928千円
内訳	
・経常的収支	6,826,357千円
・公共資産整備収支	△1,665,052千円
・投資・財務的収支	△4,868,665千円
期末(平成24年度末)資金残高	5,438,566千円

出所：飯能市「平成24年度財務書類」2014.03.31掲載、2014.03.31参照、  
 (<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000006274.html>) を一部抜粋。

## 4. おわりに

本稿は幾つかの財務書類のモデルが混在している会計基準の統一性に着目し、新地方公会計制度の現状と問題点を探るものであった。紙幅の関係も大きいことから、基本的な新地方公会計制度の現状と問題点を確認するに留まったが、総務省の「改訂モデル」を採用している自治体等が多く、「基準モデル」を採用している自治体等がそれに比して少ないことは総務省の報告資料からも明確に理解できる。また両モデルの大きな違いは、図表6にも示したように固定資産の算定方法にあらう。特に「改訂モデル」は段階的に固定資産情報を整備していくものである。「改訂モデル」で段階的の整備が進んでいない自治体は、早急な対応をする必要があることも指摘されている<sup>21</sup>。自治体によって採用している財務書類のモデルが異なり会計の方式が統一されていないことは、結果として、相互の比較可能性を低下させ、利用者の利便性を損なう可能性もある。自治体の考え方・特性などを考慮に入れ総合的に検討していかなければならない。

### 注

- 1 高垣（2012、2頁）。
- 2 総務省（2006、5頁）。
- 3 総務省（2006、5頁）。
- 4 総務省（2006、5頁）。
- 5 山本（2013、22面）参照。一部筆者要約。
- 6 飯能市「平成23年度財務書類」2013. 03. 21掲載、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000004590.html>〉。
- 7 東京都「東京都の財務諸表平成23年度版」2012. 09付、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/zaimusyohyogaiyou23.pdf>〉。
- 8 IPSASと国際会計基準との対比については、稲沢（2009、10-11頁）を参照して頂きたい。また本稿では紙幅の関係で公会計制度の国際的動向についてはふれなかったが、アメリカの政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Boards：GASB）と連邦会計基準諮問審議会（Federal Accounting Accounting Standards Advisory Borads：FASAB）が公表した公会計関連の概念書は藤井（2003）を参照して頂きたい。
- 9 自治省（2000、はしがき）。

- 10 自治省（2000、はしがき）。
- 11 総務省（2013、3頁）。
- 12 総務省（2013、3頁）。
- 13 総務省（2013、3頁）。
- 14 総務省（2013、3頁）。
- 15 %表示については、作成済団体の、合計1,290団体、都道府県46団体、指定都市19団体、指定都市を除く市区町村1,225団体を分母として計算。
- 16 総務省（2013、10頁）。
- 17 大塚（2011、15頁）。
- 18 大塚（2011、15頁）。
- 19 総務省（2006、41頁）。
- 20 総務省（2006、41頁）。
- 21 有限責任あずさ監査法人（2011、10頁）参照。

### 引用・参考文献等

- 泉宏之「公会計と簿記」『日本簿記学会年報』第22巻、2007年、32-35頁。
- 磯道真「列島追跡：会計に複式簿記、自治体に要請」『日本経済新聞』2013年7月1日。
- 稲沢克祐『公会計』同文館出版、2009年。
- 大塚成男「財務4表による政策の可視化」『年報経営分析研究』第27巻、2011年、14-22頁。
- 亀井孝文「公会計における複式簿記導入の方法」『日本簿記学会年報』第22巻、2007年、36-43頁。
- 瓦田太賀四・陳琦『公会計の進展』清文社、2002年。
- 国際公会計学会監修『公務員・実務家のための公会計・監査用語辞典』ぎょうせい、2003年。
- 柴健次・宗岡徹・鶴飼康東『公会計と政策情報システム』多賀出版、2007年。
- 総務省『新地方公会計制度研究会報告書』2006年、  
〈[http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/100705\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/100705_1.pdf)〉。
- 総務省『新地方公会計制度実務研究会報告書の概要』2007年、  
〈[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000142057.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000142057.pdf)〉。

## 新地方公会計制度に関する現状と課題

- 総務省『地方公共団体における財務書類の活用と公表について』2010年、  
〈[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000057057.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000057057.pdf)〉。
- 総務省『新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（改訂版）【総論編（共通事項）】』2011年、  
〈[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/chikou\\_wg/pdf/090423\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chikou_wg/pdf/090423_1.pdf)〉。
- 総務省『地方公共団体の平成23年度決算に係る財務書類の作成状況等（調査日：平成25年3月31日）』2013年、  
〈[http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/120701\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/pdf/120701_01.pdf)〉。
- 総務省「平成23年度決算に係る財務書類の各地方公共団体のホームページにおける公表状況」2014. 3. 29参照、  
〈[http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/H23\\_chihou\\_kouhyou.html](http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/H23_chihou_kouhyou.html)〉。
- 高垣行男「はしがき」『経済研究所所報』第15号、2012年。
- 自治省『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書』2000年、  
〈<http://www.soumu.go.jp/news/pdf/000329c.pdf#search='%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%85%AC%E5%85%B1%E5%9B%A3%E4%BD%93%E3%81%AE%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E8%B2%A1%E6%94%BF%E5%88%86%E6%9E%90%E3%81%AB'>〉。
- 東京都「東京都の財務諸表平成23年度版」2012. 09付、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/zaimusyohyogaiyou23.pdf>〉。
- 東京都「東京都の財務諸表平成24年度版」2013. 09付、2014. 03. 30参照、  
〈<http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/zaimusyohyogaiyou24.pdf>〉。
- 飯能市「平成12年度バランスシート」2000年。
- 飯能市「平成13年度バランスシート」2001年。
- 飯能市「平成14年度バランスシート」2002年。
- 飯能市「平成15年度バランスシート」2003年。
- 飯能市「平成16年度バランスシート」2004年。
- 飯能市「平成17年度バランスシート」2005年。
- 飯能市「平成18年度バランスシート」2006年。

- 飯能市「平成19年度バランスシート」2007年。
- 飯能市「平成20年度財務書類」2011. 12. 27掲載、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000001352.html>〉。
- 飯能市「平成21年度財務書類」2011. 12. 12掲載、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000000365.html>〉。
- 飯能市「平成22年度財務書類」2012. 04. 20掲載、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000002942.html>〉。
- 飯能市「平成23年度財務書類」2013. 03. 21掲載、2013. 07. 24参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000004590.html>〉。
- 飯能市「平成24年度財務書類」2014. 03. 31掲載、2014. 03. 31参照、  
〈<http://www.city.hanno.saitama.jp/0000006274.html>〉。
- 飯能市「飯能市連結対象会計・団体」飯能市HP>財政>平成23年度財務  
書類>連結対象会計・団体、2013. 03. 21掲載、2014. 03. 29参照、  
〈[http://www.city.hanno.saitama.jp/cmsfiles/contents/0000004/4590/  
renketsutaisyoy23.pdf](http://www.city.hanno.saitama.jp/cmsfiles/contents/0000004/4590/renketsutaisyoy23.pdf)〉。
- 藤井秀樹監訳『GASB/FASAB公会計の概念フレームワーク』中央経済社、  
2003年。
- 宮本幸平『公会計複式簿記の計算構造』中央経済社、2007年。
- 山本清「経済教室：自治体会計の制度統一を」『日本経済新聞』2013年  
5月16日。
- 有限責任あずさ監査法人『行財政改革とガバナンス構築のための新地方公  
会計の実務と活用』同文館出版、2011年。
- 有限責任監査法人トーマツ ハブリックセクターインダストリーグループ  
編『一番やさしい公会計の本』学陽書房、2012年。
- 吉田智也「公会計における会計責任達成のための財務諸表に関する一試論  
—『資源会計責任計算書』と『純会計責任変動計算書』の分析」『会計』  
第178巻第2号、2010年、245-262頁。